

## 添田町景観計画Q&A

### Q1. 景観形成基準の「配慮する」とは？

景観形成基準は「良好な周辺景観との調和」を基本としており、調和のあり方や方法は、地域の特性や建物用途等によって異なると考えます。

したがって、建築物等を設計する際に、行為地の景観特性や景観資源の存在などを把握し、それらとの調和を踏まえて景観形成基準に示す観点を加味した設計であれば「配慮された」と判断します。

### Q2. 事前協議は、行為の届出の何日前に行えばいいの？

事前協議の実施時期は明確には定めておりませんが、届出後の協議の際に、「景観形成基準」に適合するよう協議に時間を要し、場合によっては設計変更などをお願いする可能性もありますので、なるべく設計が固まる早い段階での協議をお願いします。

また、事前協議前の質問等も随時対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

### Q3. 届出対象の規模に満たない建築物等は、景観へ配慮しなくても良いの？

届出対象規模に満たない建築物等は、届出の必要はありませんが、届出対象とならない行為であっても、良好な景観形成を図るため、添田町景観計画で定めている『景観形成基準』に配慮をお願いします。

### Q4. 届出制度は、いつから始まりますか？ また、いつまでに届出すればいい？

令和6年10月31日以降に、届出を要する行為に届出が必要となります。

また、行為の着手しようとする日の30日前までに届出を行う必要があります。

なお、届出を受理した日から30日間(最大90日間)は、行為に着手ができませんので、余裕を持ったスケジュールで計画してください。

### Q5. 着手とは、どのような段階？

建築物や工作物の場合は、根切り工事や杭工事などの基礎工事に着手した段階となります。

開発行為等の場合は、切土や盛土に着手した段階又は堆積物を積み上げた段階となります。

### Q6. 誰が届出するの？

行為をしようとする方(施主)に届出をしていただくこととなりますが、図面を作成した建築士等の代理人に委任することも可能です。

#### Q7. 届出をしなかった場合は？

景観法では、届出を行わなかった場合、又は虚偽の届出をした場合などには、罰金等に処罰すると規定されています。

#### Q8. 届出が景観形成基準に適合していない場合は、どうなるの？

届出が景観形成基準に適合していない場合には、指導や助言を行います。  
さらに指導の内容が反映されない場合には、景観審議会に諮ったうえで是正のための勧告を行うことがあります。

#### Q9. 景観の届出と建築確認申請との関係は？

景観法と建築基準法はそれぞれ独立した法律であるため、景観計画と建築基準法それぞれの届出及び申請が必要となり、それぞれの基準に適合する必要があります。  
そのため、一方の手続きで修正する必要が生じた場合、もう一方の手続きに変更が生じる可能性がありますので、それぞれ事前協議・相談されることをお勧めします。

#### Q10. 既に建っている建築物や工作物の取り扱いは、どうなるの？

現状のままであれば、景観法に基づく届出は不要です。  
今後、その建築物又は工作物について、増築・改築や外観を変更する場合で、届出の対象となる規模の行為を行う際に、届出が必要となります。